建設業等での熱中症予防対策について

(1) 熱中症発生状況等

建設業等は、業態として、炎天下の高温多湿作業場所で作業することが避けられず、WBGT値の低減対策が困難であることが多い。

また、熱中症の症状が出始めているのに作業を続けたため死亡に至ったり、 単独作業のため倒れた後に迅速な救急処置がされず死亡した事例がみられるこ とから、建設業等での熱中症予防対策については、次の(2)を重点事項とし て、(3)のその他の具体的な実施事項と併せて取り組むこと。

(2) 熱中症予防対策の重点事項

次の4項目を重点事項として、熱中症予防対策に取り組むこと。

ア 事前にWBGT予測値、高温注意情報等を確認し、作業中に身体作業強度に応じたWBGT基準値を超えることが予想される場合には、可能な限りWBGT値の低減を図り、単独作業を行わないようにする等の作業環境管理の見直しとともに、連続作業時間を短縮し、長めの休憩時間を設ける等の作業時間の見直しを行うこと。

特に、作業時間については、7、8月の14時から17時の炎天下等でWBGT値が基準を大幅に超える場合に、原則作業を行わないこととすることも含めて見直しを図ること。

- イ 作業者に睡眠不足、体調不良、前日に飲酒している、朝食が未摂取である、感冒等による発熱、下痢等による脱水等の症状がみられる場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼等の際にその症状が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。
- ウ 水分及び塩分の摂取確認表を作成する、朝礼等の際に注意喚起を行う、 頻繁に巡視を行い確認する等により、作業者に、自覚症状の有無に関わら ず水分及び塩分を定期的に摂取させること。
- エ 高温多湿作業場所で始めて作業する作業者については、熱への順化期間を設ける等配慮すること。熱への順化期間については、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。

(3) その他の具体的な実施事項

ア 作業環境管理

(ア) 労働者が配置されている作業場については、直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根の設置やスポットクーラー又は大型扇風機を使用し、かつ、当該場所又はその近傍に、臥床することができる冷房を備えた休憩 所、又は日陰等の涼しい休憩場所を確保すること。 (イ) 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう、また、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等体を適度に冷やすことのできる、物品及び設備を用意・設置すること。

イ 作業管理

- (ア) 作業中は、作業者の様子に異常がないかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡視を行うほか、複数の作業者がいる場合には、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。
- (イ) 透湿性・通気性の良い服装(クールジャケット、クールスーツ等)を着用させること。また、直射日光下では通気性の良い帽子やヘルメット (クールヘルメット等)を着用させるほか、後部に日避けのたれ布を取り付けて輻射熱を遮ること。

ウ 健康管理

- (ア) 作業者が糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患等の疾患を有する場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業の可否や作業時の留意事項等について、産業医・主治医の意見を聴き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。
- (イ) 心機能が正常な労働者については、1分間の心拍数が数分間継続して 180から年齢を引いた値を超える場合、作業強度のピークの1分後の心 拍数が120を超える場合は、熱へのばく露を止めることが必要とされて いる兆候であるので、作業中断も含めた作業管理を行うこと。

工 労働衛生教育

作業を管理する者や作業者に対して、特に次の点を重点とした労働衛生 教育を繰り返し行うこと。また、当該教育内容の実践について、日々の注 意喚起を図ること。

- ・自覚症状に関わらない水分及び塩分の摂取
- 日常の健康管理
- 熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候
- ・緊急時の救急処置及び連絡方法